

大田原市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、大田原市佐良土多目的交流センターに係る徴収事務を次のように委託したので、同条第2項及び大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第36条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

記

1 委託事務

大田原市佐良土多目的交流センターに係る徴収事務（ただし陶芸工房室を除く。）

2 委託の相手方

名称 社会福祉法人大田原市社会福祉協議会

会長 相馬 憲一

所在地 大田原市本町1丁目3番1号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで